

中原区役所職員衛生委員会要綱

(設置)

第1条 中原区役所（保健福祉センター地域みまもり支援センター担当及び衛生課並びに道路公園センターを除く。以下同じ。）職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）第9条の規定に基づき中原区役所職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は委員16人以上で組織する。

- 2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には副区長、副委員長には川崎市職員労働組合中原支部を代表する者をもって充てる。
- 3 委員の半数は中原区役所職員が属する労働組合の推薦した者とする。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。委員の3分の1以上の請求があるときについても同様とする。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第9条 委員会に専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(書記)

第10条 委員会に書記2人を置き、中原区役所職員のうちから委員長が指名するものを充てる。

2 書記は委員会の事務に従事する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局はまちづくり推進部総務課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、昭和60年11月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成7年12月27日から施行する。

附 則 この要綱は、平成8年2月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年5月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。